新たな戦略策定に向けた有識者懇話会　設置要綱

資 料 １

（設置の目的）

第１条　新型コロナウイルスとの共存、さらには新型コロナウイルス終息後の社会を見据え、大阪の再生・成長に向けた新たな戦略（以下「新たな戦略」という。）を策定するにあたり、新型コロナウイルスによる社会生活や大阪経済の影響をはじめ、今後予測される社会システムの変容などについて専門的見地からの意見を幅広く聴取するため、新たな戦略策定に向けた有識者懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　懇話会は、新型コロナウイルスによる影響や、社会システムの変容などを踏まえ、新たな戦略の内容を検討するにあたっての視点や考え方などについて意見を述べるものとする。

（組織）

第３条 懇話会は、大阪府知事が委嘱する以下の者をもって構成する。

（１）委員

（２）アドバイザー

（座長）

第４条　懇話会の円滑な進行等を図るため、座長を置くことができる。

２　座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　懇話会は、大阪府が招集する。

２　大阪府は、必要に応じて第３条に規定する者以外の者に対して出席を求めることがで

きる。

３　会議は、原則として公開する。

（部会）

第６条　分野別にかかる意見を聴取する必要がある場合等、必要に応じて部会を設置することができる。

（謝礼及び費用弁償）

第７条　第３条各号に規定する者、第５条第２項に規定する者及び第６条に規定する部会の構成員（以下「委員等」という）の謝礼の額は、日額9,800円とする。

２　委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

（守秘義務）

第８条 委員等は、職員との接触等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（開催期間）

第９条　懇話会は、第１条の目的を達成するまでの間、開催する。

（庶務）

第１０条　懇話会の庶務は、大阪府政策企画部企画室計画課において行う。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項がある場合は、別途定める。

附　則

この要綱は、令和２年６月２９日から施行する。